

○厚生労働省令第十七号

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)の施行に伴い、並びに児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)及び児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)の規定に基づき、並びに同法を実施するため、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年二月十日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

児童福祉法施行規則の一部を改正する省令

児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十九条」を「第四十一条」に、「第三十九条の二」を「第四十二条」に、「第四十条」を「第四十三条」に改める。

第一条の二の三中「幼稚園」の下に「(以下「幼稚園」という。)」を加え、「就学前保育等推進法」を認定こども園法に、「第七条第一項」を「第二条第六項」に、「その他」を「保育所又は幼稚園であるものを除く。第二十四条及び第三十六条の三十五を除き、以下同じ。)その他」に改める。

第一条の七第二号中「及び保育」の下に「法第六条の三第七項に規定する保育をいう。以下同じ。)」を加える。

第一条の八中「保育所」の下に「幼稚園、認定こども園」を加える。

第一条の三十二中「第六条の三第九項」を「第六条の三第九項第一号」に改め、「者は」の下に「市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)」を修了した」を加える。

第一条の三十二の次に次の三条を加える。

第一条の三十二の二 法第六条の三第十二項第一号ハに規定する厚生労働省令で定める組合は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

全国健康保険協会

健康保険組合

健康保険組合連合会

国民健康保険組合

国民健康保険団体連合会

国家公務員共済組合

国家公務員共済組合連合会

地方公務員共済組合

地方公務員共済組合連合会

日本私立学校振興・共済事業団

十二 その他前各号に掲げる組合に相当するもの

構成員とする。

第一条の三十二の三 法第六条の三第十二項に規定する厚生労働省令で定める施設は、家庭的保育事業等(法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。)の用に供する施設、児童の居宅その他保育を適切に行うことができる施設とする。

第一条の三十二の四 法第六条の三第十二項に規定する子育て援助活動支援事業は、同項各号に掲げる援助のいずれか又は全てを受けることを希望する者と同項に規定する援助希望者からなる会員組織を設立し、当該会員組織に係る業務の実施、援助を受けることを希望する者と援助希望者との連絡及び調整並びに援助希望者への講習の実施その他の必要な支援を行うことにより、地域における児童に係る相互援助活動の推進及び多様な需要への対応を行うもの(市町村又はその委託等を受けた者が行うものに限る。)とする。

第六条の七第二項中「同法」を「法」に、「第三十四条の十七第二項」を「第三十四条の十八の二第二項」に改める。

第六条の十一第一項中「翌年及び翌々年」を「当該科目に合格した日の属する年度の翌々年度までに改め、同項に次のただし書きを加える。
ただし、次の表の上欄に掲げる者に対する申請により、それぞれ同表の下欄に掲げる期間に限り当該科目の受験を延長して免除することができる。

免除の期間を延長することができる者

延長することができる期間

一年間

二年間

当該科目に合格した日の属する年度の翌々年度までの間に、保育所幼稚園認定こども園その他の場所において児童の保育又は

教育に直接従事する職員として一年以上かつ千四百四十時間以上勤務した経験を有する者

当該科目に合格した日の属する年度から起算して三年度を経過した年度までの間に、保育所幼稚園認定こども園その他の場所において児童の保育又は法第三十九条の二第一項に規定する満三歳以上の児童に対する教育に直接従事する職員として二年以上かつ二千八百八十時間以上勤務した経験を有する者

当該科目に合格した日の属する年度から第十一号までを「第六号から第十一号まで」に改める。

第七条の九第三項中「第七号から第十一号まで」を「第六号から第十一号まで」に改める。

第七条の二十八第一項中「第十九条の六第一項」を「第十九条の六第一項」に改める。

第十八条の三十二第二項第一号中「この条において」を削る。

第十九条を次のように改める。

第十九条 法第二十一条の九に規定する主務省令で定める事業は、次のとおりとする。

一 法第二十五条の二第一項に規定する要保護児童対策地域協議会その他の者による同条第二項に規定する要保護児童等に対する支援に資する事業

二 地域の児童の養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業

第三十条中「第二十一条の十四第二項」の下に「第三十四条の八の三第二項、第三十四条の十七第二項及び第五十六条の八第八項」を加える。

第二十四条を次のように改める。

第二十四条 市町村は、法第二十四条第三項の規定に基づき、保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法平成二十四年法律第六十五号)第二十七条第一項の規定による確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等の利用について調整を行う場合(法第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)には、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる児童が優先的に利用できるよう、調整するものとする。

第二十四条の二から第二十五条を削り、第二十五条の二を第二十五条とし、第二十五条の二の二を第二十五条の二とする。

第三十六条中「保育の実施等」を「助産の実施、母子保護の実施」に改める。

第三十六条の三十二の二 法第三十四条の八第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 事業の種類及び内容

二 経営者の氏名及び住所(法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)

三 定款その他の基本約款

四 運営規程

五 職員の定数及び職務の内容

法第三十四条の十五第二項の認可を受けた者は、第一項第一号又は前項第二号に掲げる事項に変更があつたときは、変更があつた日から起算して一月以内に、市町村長に届け出なければならない。法第三十四条の十五第二項の認可を受けた者は、第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項又は経営の責任者若しくは福祉の実務に当たる幹部職員を変更しようとするときは、市町村長にあらかじめ届け出なければならない。

第三十六条の三十六の二 法第三十四条の十五第三項第四号二ただし書の厚生労働省令で定める同号

二本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものは、市町村長が法第三十四条の十七第一項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行なう者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関するものとする。

前項の規定は、法第三十四条の十五第三項第四号ホただし書の厚生労働省令で定める同号ホ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合について準用する。

第三十六条の三十六の三 法第三十四条の十五第三項第四号ホに規定する申請者（以下この条において「申請者」という。）の親会社等（次項及び第四項第一号において「申請者の親会社等」という。）

は、次に掲げる者とする。
一 申請者の役員に占めるその役員の割合が二分の一を超える者
二 申請者（株式会社である場合に限る。）の議決権の過半数を所有している者
三 申請者（持分会社である場合に限る。）の資本金の過半数を出资している者

四 申請者の事業の方針の決定に関して、前三号に掲げる者と同等以上の支配力を有すると認められる者
法第三十四条の十五第三項第四号ホの厚生労働省令で定める申請者の親会社等がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者は、次に掲げる者とする。

一 申請者の親会社等（株式会社である場合に限る。）が議決権の過半数を所有している者
二 申請者の親会社等（持分会社である場合に限る。）が資本金の過半数を出资している者

四 申請者の方針の決定に関する申請者の親会社等の支配力が前三号に掲げる者と同等以上と認められる者
法第三十四条の十五第三項第四号ホの厚生労働省令で定める申請者がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者は、次に掲げる者とする。

一 申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超える者
二 申請者の親会社等（持分会社である場合に限る。）が資本金の過半数を所有している者

四 申請者の方針の決定に関する申請者の親会社等の支配力が前三号に掲げる者と同等以上と認められる者
法第三十四条の十五第三項第四号ホの厚生労働省令で定める申請者がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者は、次に掲げる者とする。

第三十六条の三十六の四 法第三十四条の十五第三項第四号トの規定による通知をするときは、法第三十四条の十七第一項の規定による検査が行われた日（以下この条において「検査日」という。）から十日以内に、当該検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。
第三十六条の三十六の五 法第三十四条の十五第五項ただし書に規定する厚生労働省令で定める場合は、同条第二項の認可の申請に係る家庭的保育事業等の所在地を含む教育・保育提供区域（子ども・子育て支援法第六十一条第二項第一号の規定により市町村が定める教育・保育提供区域をいう。以下この条において同じ。）における特定教育・保育施設（同法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設をいい、同法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画（以下この条において「市町村計画」という。）に基づき整備しようとするものを含む。以下この条及び第三十七条の五において同じ。）及び特定地域型保育事業（同法第四十三条第三項に規定する特定地域型保育事業をいう。以下この条及び第三十七条の五において同じ。）（事業所内保育事業における同法第四十三条第一項に規定する労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除き、市町村計画に基づき整備しようとするものを含む。）に係る利用定員の総数（当該申請に係る事業の開始を予定する日の属する事業年度（以下この条において「申請事業開始年度」という。）に係るものであつて、同法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、当該市町村計画において定める当該教育・保育提供区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る必要利用定員総数（申請事業開始年度に係るものであつて、同法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）に既に達している場合又は当該申請に係る家庭的保育事業等の開始によってこれを超えることになると認める場合とする。
第三十六条の三十七 法第三十四条の十五第七項の規定により、家庭的保育事業等を廃止又は休止しようとするときは、次の各号に掲げる事項を具し、市町村長の承認を受けなければならない。
一 廃止又は休止の理由
二 現に保育を受けている児童に対する措置
三 廃止しようとする者にあつては廃止の期日及び財産の処分
四 休止しようとする者にあつては休止の予定期間
第三十六条の三十八 法第三十四条の十八第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
一 事業の種類及び内容
二 経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）
三 条例、定款その他の基本約款
四 職員の定数及び職務の内容
五 主な職員の氏名及び経歴
六 事業の用に供する施設の名称、種類、所在地及び利用定員
七 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
八 事業開始の予定期日
九 法第三十四条の十八第一項の規定による届出を行おうとする者は、収支予算書及び事業計画書を都道府県知事に提出しなければならない。ただし、都道府県知事が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、この限りでない。

第五十七条 平成二十八年三月三十一日までの間は、法第六条の三第三十一項に規定する業務を目的とする施設に係る第四十九条の二の規定の適用については、同条第一号中「五人」とあるのは、「五人と（都道府県が必要と認める場合には、当該都道府県における法第六条の三第三十一項に規定する業務の実施状況その他の事情を勘査して当該都道府県が定める数）とする。第三号様式表中「第三十四条の十七」を「第三十四条の十八の二」に改め、同様式裏を次のように改める。

裏

児童福祉法（抄）

第十八条の十六、都道府県知事は、試験事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で指定試験機関に対し、報告を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは指定期間の事務所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② 前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

③ 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十四条の五、都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、障害児通所支援事業等、児童自立生活援助事業若しくは小規模住居型児童養育事業を行う者に対して質問させ、若しくはその必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対する質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② 第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

第三十四条の十四、都道府県知事は、前条の基準を維持するため、一時預かり事業を行う者が対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対する質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② 第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

第三十四条の十八の二、国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、病児保育事業を行うことができる。

② 国及び都道府県以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の旨を都道府県知事に届け出なければならない。

③ 国及び都道府県以外の者は、病児保育事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

第四十六条、都道府県知事は、第四十五条第一項及び前条第一項の基準を維持するため、児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び里親に對して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② 第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

③・④ （略）
⑤・⑥ （略）
⑦ 市町村長は、公私連携型保育所の運営を適切にさせるため、必要があると認めるときは、公私連携保育法人若しくは公私連携型保育所の長に對して、必要な報告を求め、又は当該職員に、関係者に対する質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

⑧ 第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。
⑨～⑬ （略）
附 則
(施行期日)
第十四条様式裏及び第十五号様式裏中「第三十六条から第四十四条までの各条に規定する業務」を「第六条の三第三十九項から第十二項まで若しくは第三十六条から第四十四条まで（第三十九条の二を除く。）に規定する業務」に改め、「第三十五条第三項の届出」の下に「若しくは認定ことも園法第十六条の届出」を加え、同条第四項を「第三十四条の十五第二項若しくは第三十五条第四項の認可若しくは認定ことも園法第十七条第一項」に改め、「児童福祉施設」の下に「若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定ことも園法第二十二条第一項の規定により幼保連携型認定ことも園」を加える。

第十三条様式中「第七条の三十九」を「第七条の三十八」に改める。
第十三号様式表中「第二十一条の十四第一項」の下に「第三十四条の八の三第一項、第三十四条の十七第二項及び第五十六条の八第七項」を加え、同様式裏を次のように改める。

裏

児童福祉法（抄）

② 前項の規定による質問又は立入検査を行う場合は、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

③ 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十一条の十四、市町村長は、第二十一条の十一第三項の規定により行われる調整等の事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その事務を受託した者に對し、報告を求める又は当該職員に、関係者に對し質問させ、若しくは当該職員に、関係者に對し質問させ、若しくはその事務を行いう場所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② 第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

③・④ （略）
⑤・⑥ （略）
⑦ 市町村長は、公私連携型保育所の運営を適切にさせるため、必要があると認めるときは、公私連携保育法人若しくは公私連携型保育所の長に對して、必要な報告を求め、又は当該職員に、関係者に対する質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

⑧ 第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。
⑨～⑬ （略）
附 則
(施行期日)
この省令は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。ただし、第七条の九、第七条の二十八及び第十三号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

1 この省令は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日より使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるもののみなす。
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）に

より使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるもののみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。